

StudioPrometheus

利用規約・契約書類 一式

制定日：2025 年 4 月 26 日

本書類は、StudioPrometheus が提供するクリエイター仲介サービスに関連する、利用規約、プライバシーポリシー、及び業務委託契約書（クリエイター向け・依頼者向け）をまとめたものとする。

本書類に記載されたすべての内容は、StudioPrometheus が健全なサービス運営を行うために定めたもので、本規約・契約条項に基づき、利用者、クリエイター、依頼者の皆様と誠実かつ信頼ある取引を重ねてまいります。

何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【事業者情報】

事業名：StudioPrometheus（スタジオ・プロメテウス）

代表者名：栗原歩輝（Ayuki Kurihara）

所在地：_____ 県 _____ 市 _____ 区 _____

電話番号：070-1564-1207

メールアドレス：info@stupro.jp

ホームページ：<https://stupro.jp>

【契約方式の選択について】

Studio Prometheus では、クリエイターとの契約形態を、以下の 3 種類から選択することが可能です。

各契約方式には、それぞれ定められたコミュニケーション形態・頻度があり、これを遵守するものとします。

1. 近距離契約（対面型・長期）

- **対象**：首都圏（東京都・埼玉県など）に在住または来訪可能なクリエイター
- **期間**：原則 3 ヶ月以上
- **内容**：3 ヶ月の間に**数回の対面打ち合わせ**を必須とします（最低 2 回以上推奨）。
- **目的**：対面での意思疎通を重視し、プロジェクトの精度・信頼関係を高めるために行います。

2. 遠距離契約（オンライン型・短期）

- **対象**：全国・海外在住のクリエイター
- **期間**：1 ヶ月単位
- **内容**：契約期間中、**少なくとも 1 回以上のオンラインミーティング（ビデオ通話）**を必須とします。
- **目的**：オンラインにおいても最低限の直接対話を設け、意思疎通の確保と契約進行の透明性を保つために行います。

3. 匿名契約（ニックネーム使用契約）

- **対象**：本名・住所・顔写真などの個人情報の公開を希望しないクリエイター
- **契約名義**：公開上の取引名義には、本人希望の「ハンドルネーム」「ペンネーム」を使用することを許可します。
- **本人確認義務**：契約締結前に、Studio Prometheus に対して
 - 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）の提出
 - ならびに**住所・氏名・連絡先電話番号の登録**を義務付けます（外部公開は行いませんが、**運営側では把握・保管**します）。
- **責任義務**：匿名であっても、**成果物の納品責任・契約上の債務履行義務**は本名登録者本人に帰属し、ハンドルネームに責任転嫁することはできません。

いかなる損害、債務不履行が発生した場合も、本登録情報に基づき責任を追及します。

- **解除権と制限：**

- 匿名による活動が Studio Prometheus の信用・取引安全に重大な懸念を与えた場合、**運営側の裁量により契約解除ができるもの**とします。
- また、特に必要と認めた場合は、匿名契約者に対し、実名での開示または実名による再契約を求めることができます。

- **実務連絡義務：**匿名契約であっても、案件ごとの実務連絡（メール・チャット・会議）は、原則として本人が責任をもって行い、連絡不通・遅延等が発生した場合にはペナルティが発生する場合があります。

【サービスフロー】

（依頼受付から納品・アフターフォローまでの流れ）

ステップ	内容
Step1：お問い合わせ	依頼者から StudioPrometheus に案件相談・依頼内容のヒアリング
Step2：クリエイター紹介	案件に適したクリエイターを甲（スタジオ）が選定・提案
Step3：業務委託契約締結	依頼者とクリエイター間で契約成立（甲は仲介立会い）
Step4：制作開始	クリエイターが依頼者の指示に基づき業務を遂行
Step5：成果物納品	制作完了後、成果物を納品（直接または甲経由）
Step6：検収・完了確認	依頼者による検収、問題なければ正式完了
Step7：アフターフォロー	軽微な修正対応・成果物利用に関する相談対応（任意対応）

【仲介手数料に関する規定】

1. 基本手数料率

- 仲介手数料は、依頼案件における成約金額（税込金額）の 15%とします。
- 成約金額には、制作にかかる基本報酬、オプション費用、納品に付随するすべての費用を含みます。
- 成約金額に交通費、宿泊費、機材費等の実費精算が含まれる場合は、これを除外し、純粋な制作報酬額に対して 15%を適用します。

2. 手数料の負担者

- 仲介手数料は、原則としてクリエイター側から控除して徴収します。
- ただし、案件の性質により、依頼者側に分担負担を求める場合があり、案件毎に事前に確認・同意を得るものとします。
- 双方に負担が生じる場合、それぞれ負担割合（例：クリエイター10%、依頼者 5%等）を個別に合意し、明示します。
- 手数料負担については、案件紹介時または成約前に、甲（StudioPrometheus）より乙（依頼者・クリエイター）双方へ書面または電子的記録により通知します。

3. 手数料の支払タイミング・控除方法

- 依頼者からの成約金額入金を甲が確認後、クリエイターへの支払金額から手数料分を控除し、残額をクリエイターに送金します。
- 依頼者への請求金額には、必要に応じて仲介手数料相当分を含めた総額を事前提示し、請求します。
- 依頼者による支払い遅延または未払いが発生した場合、甲はクリエイターへの支払時期を調整することができるものとします。これについてクリエイターは異議を申し立てないものとします。

4. 手数料対象範囲

- 仲介手数料の対象は、原則として当初合意された成果物（イラスト、音楽、映像等）の制作報酬に限定されます。
- 以下の収益については、原則手数料対象外とします。ただし、別途書面により合意がある場合は対象とすることがあります。
 - 成果物に関する二次利用料（ライセンス収入等）
 - 印税（著作権使用料）
 - 成果物販売による売上分配金
- 追加制作やアフターサポートに関する報酬は、案件発生時に改めて手数料の適用可否を協議します。

5. 事前確認事項・説明責任

- 甲（StudioPrometheus）は、仲介手数料に関する負担内容、金額、支払方法について、案件成立前に必ず依頼者及びクリエイターに対して文書または電子的手段で明確に説明します。
- 乙（依頼者・クリエイター）は、甲からの説明を十分理解し、異議がないことを確認の上、案件成約に進むものとします。
- 乙が手数料負担に同意しない場合、案件の成約は行われません。
- 成約後に手数料内容に異議を申し立てることはできません。

6. 紛争時の対応

- 手数料に関する紛争が生じた場合、まず当事者間で誠実に協議し、解決を図るものとします。
- 協議により解決できない場合は、本書に定める合意管轄裁判所（東京地方裁判所）を管轄とします。

目次

第1部 利用規約

- 第1条 適用
- 第2条 定義
- 第3条 サービス内容
- 第4条 登録
- 第5条 利用者の義務
- 第6条 仲介手数料
- 第7条 契約の成立およびキャンセル
- 第8条 免責事項
- 第9条 著作権・知的財産権
- 第10条 規約の変更
- 第11条 準拠法・管轄裁判所

第2部 プライバシーポリシー

- 第1条 個人情報の定義
- 第2条 個人情報の取得方法
- 第3条 個人情報の利用目的
- 第4条 個人情報の第三者提供
- 第5条 個人情報の安全管理
- 第6条 個人情報の委託
- 第7条 個人情報の開示・訂正・利用停止・削除
- 第8条 クッキーその他の技術の利用
- 第9条 プライバシーポリシーの変更
- 第10条 お問い合わせ窓口

第3部 業務委託契約書（クリエイター向け）

- 第1条 目的
- 第2条 業務内容
- 第3条 業務遂行義務

- 第4条 報酬および支払方法
- 第5条 知的財産権
- 第6条 秘密保持義務
- 第7条 禁止事項
- 第8条 契約期間
- 第9条 契約の解除
- 第10条 損害賠償
- 第11条 反社会的勢力の排除
- 第12条 合意管轄
- 第13条 協議事項

第4部 業務委託契約書（依頼者向け）

- 第1条 目的
- 第2条 業務内容
- 第3条 委託業務の遂行
- 第4条 手数料および支払方法
- 第5条 契約成立とキャンセル
- 第6条 成果物の取扱い
- 第7条 秘密保持義務
- 第8条 禁止事項
- 第9条 契約期間
- 第10条 契約の解除
- 第11条 損害賠償
- 第12条 反社会的勢力の排除
- 第13条 合意管轄
- 第14条 協議事項

StudioPrometheus 利用規約

（制定日：2025 年〇月〇日）

本利用規約（以下「本規約」といいます。）は、StudioPrometheus（以下「当スタジオ」と

います。)が提供するクリエイター仲介サービス(以下「本サービス」といいます。)に関し、本サービスを利用するすべての方(以下「利用者」といいます。)に適用されるものとします。本サービスを利用される際には、本規約に同意いただく必要があります。

第1条(適用)

1. 本規約は、当スタジオと利用者との間の本サービスの利用に関する一切の関係に適用されます。
2. 当スタジオが本サービス上に掲載するルール・ガイドライン等は、本規約の一部を構成するものとします。

第2条(定義)

本規約において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

1. 「クリエイター」とは、本サービスに登録し、依頼者から業務を受注する者をいいます。
2. 「依頼者」とは、本サービスを通じてクリエイターに業務を依頼する者をいいます。
3. 「仲介業務」とは、当スタジオが依頼者とクリエイターの間の業務委託契約成立を支援する業務をいいます。

第3条(サービス内容)

1. 当スタジオは、依頼者とクリエイターの間に立ち、業務委託契約の仲介を行います。
2. 当スタジオは、依頼者またはクリエイターに代わって、成果物の納品や支払いの履行を直接行うものではありません。
3. 本サービスは、クリエイターと依頼者間の直接契約を補助するものであり、契約当事者はあくまで依頼者とクリエイター自身とします。

第4条（登録）

1. 本サービスの利用を希望する者は、本規約に同意の上、当スタジオ所定の方法により登録申請を行うものとします。
2. 当スタジオは、登録申請者に対して、登録を拒否することができるものとします。
この場合、その理由について一切開示義務を負わないものとします。

第5条（利用者の義務）

利用者は、以下の行為を行ってはなりません。

1. 虚偽の情報を登録する行為
2. 法令または公序良俗に反する行為
3. 他の利用者、第三者または当スタジオの権利・利益を侵害する行為
4. 本サービスの運営を妨害する行為
5. 当スタジオの事前承諾なしに、直接取引を行う行為（いわゆる「抜け案件」）

第6条（仲介手数料）

1. 当スタジオは、依頼者およびクリエイターに対して、事前に通知した手数料率に基づく仲介手数料を請求するものとします。
2. 手数料の支払方法および支払時期は、当スタジオが別途定める規定に従うものとします。

第7条（契約の成立およびキャンセル）

1. 依頼者とクリエイターとの間で業務委託契約が成立した場合、原則として契約内容のキャンセルはできません。
2. やむを得ない事情によりキャンセルする場合、当スタジオが別途定めるキャンセルポリシーに従うものとします。

第 8 条（免責事項）

1. 当スタジオは、依頼者とクリエイター間で締結された業務委託契約に関し、成果物の品質、納期、支払いその他一切の義務を負いません。
2. 当スタジオは、本サービスの提供の遅延、中断または停止により利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
3. 利用者間のトラブルについては、当事者間で解決するものとし、当スタジオは関与いたしません。

第 9 条（著作権・知的財産権）

1. 本サービスに関連して当スタジオが作成・提供する一切のコンテンツ（文書、画像、プログラム等）の知的財産権は、当スタジオまたは正当な権利を有する第三者に帰属します。
2. 利用者は、当スタジオまたは第三者の権利を侵害してはなりません。

第 10 条（規約の変更）

1. 当スタジオは、必要と判断した場合には、利用者に通知することなく本規約を変更できるものとします。
2. 規約変更後に本サービスを利用した場合、変更後の規約に同意したものとみなします。

第 11 条（準拠法・管轄裁判所）

本規約の解釈および適用については日本法を準拠法とし、本サービスに関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

StudioPrometheus プライバシーポリシー

(制定日：2025 年 4 月 26 日)

StudioPrometheus（以下「当スタジオ」といいます。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の適切な取扱い及び保護に努めるため、本プライバシーポリシーを制定し、遵守いたします。

第 1 条（個人情報の定義）

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であり、氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、その他の記述等により特定の個人を識別できる情報を指します。また、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できる情報も含まれます。

第 2 条（個人情報の取得方法）

当スタジオは、以下の方法により、適正かつ公正な手段で個人情報を取得します。

1. 利用者からの登録時の情報提供
2. メール、フォーム、書面、面談等による直接取得
3. ウェブサイト上のクッキー等を利用した技術的手段による取得

第 3 条（個人情報の利用目的）

当スタジオは、取得した個人情報を以下の目的で利用いたします。

1. 本サービスの提供及び運営
2. 利用者からのお問い合わせに対応するため
3. 本サービスに関する重要なお知らせ等の通知
4. 契約の締結・履行・管理及び請求・支払い処理
5. 新サービス、キャンペーン、セミナー等の案内
6. 利用状況の分析及びサービス向上・改善のため
7. 法令等に基づく対応及び権利義務の行使・保護のため

第 4 条（個人情報の第三者提供）

当スタジオは、次の場合を除き、個人情報を第三者に提供しません。

1. 利用者本人の同意がある場合
2. 法令に基づく場合
3. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要があり、本人の同意を得ることが困難である場合
4. 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進のために特に必要があり、本人の同意を得ることが困難である場合
5. 国の機関若しくは地方公共団体等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第 5 条（個人情報の安全管理）

当スタジオは、個人情報の漏洩、滅失、毀損、改ざん及び不正アクセス等を防止するため、合理的な安全対策を講じ、個人情報の適切な管理に努めます。また、必要に応じてセキュリティの見直し・改善を行います。

第 6 条（個人情報の委託）

当スタジオは、業務遂行上、個人情報の取扱いを第三者に委託する場合があります。この場合、当スタジオは、適切な管理・監督を行うものとします。

第 7 条（個人情報の開示・訂正・利用停止・削除）

1. 利用者本人から、自己の個人情報について開示、訂正、利用停止、削除の請求があった場合には、本人確認を行った上で、合理的な期間内に対応いたします。
2. これらの請求に関する問い合わせ窓口は、第 10 条に記載します。

第 8 条（クッキー（Cookie）その他の技術の利用）

当スタジオは、サービス向上のため、クッキー（Cookie）及びこれに類する技術を利用する場合があります。これらの技術により取得される情報には、個人を特定する情報は含まれていませんが、ブラウザ設定によりクッキーの受け取りを拒否することが可能です。ただし、その場合、一部の機能が利用できないことがあります。

第 9 条（プライバシーポリシーの変更）

1. 当スタジオは、必要に応じて、本プライバシーポリシーを変更することがあります。
2. 改定後のプライバシーポリシーは、当スタジオのウェブサイトに掲載した時点から効力を生じるものとします。

第 10 条（お問い合わせ窓口）

本プライバシーポリシーに関するお問い合わせ、個人情報に関する開示・訂正・削除等のご請求は、以下の窓口までお願いいたします。

StudioPrometheus

Email : info@stupro.jp

業務委託契約書（クリエイター向け）

（制定日：2025 年 4 月 26 日）

StudioPrometheus（以下「甲」という。）と、クリエイター登録者（以下「乙」という。）は、甲が運営するクリエイター仲介サービスに関し、以下のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

本契約は、甲が運営するサービスを通じて、乙が依頼者に対して業務を遂行するための条件及び甲と乙の権利義務を定めることを目的とする。

第2条（業務内容）

乙は、甲が仲介した依頼案件に関し、甲または依頼者の指示に基づき、各種クリエイティブ業務（イラスト、音楽、動画制作等）を誠実に遂行するものとする。

第3条（業務遂行義務）

1. 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって業務を遂行するものとする。
2. 乙は、甲または依頼者からの合理的な指示に従うものとする。
3. 乙は、業務遂行に必要なスキル・設備・環境を自らの責任と負担において保持するものとする。

第4条（報酬および支払方法）

1. 乙に支払われる報酬は、当該業務にかかる依頼者からの報酬金額から、甲所定の仲介手数料を控除した金額とする。
2. 仲介手数料率は、原則として報酬金額の15%とする（ただし、案件により別途定める場合がある）。
3. 報酬は、業務完了および依頼者からの支払い完了後、甲所定の方法により乙へ支払うものとする。
4. 支払時期は、原則として依頼者からの入金確認後30日以内とする。

第5条（知的財産権）

1. 業務の成果物に関する知的財産権の帰属については、案件ごとに甲が乙と協議の上、別途定めるものとする。
2. 特に定めのない場合、成果物の著作権は乙に留保され、依頼者には使用权（利用許諾）が付与されるものとする。

第 6 条（秘密保持義務）

乙は、業務遂行に関連して知り得た甲または依頼者の秘密情報を、第三者に開示または漏洩してはならない。

この義務は、本契約終了後も 5 年間存続する。

第 7 条（禁止事項）

乙は、以下の行為を行ってはならない。

1. 甲の許可なく、依頼者と直接取引を行う行為
2. 他人の著作権、商標権その他の権利を侵害する行為
3. 本契約に違反する行為
4. 依頼案件を無断キャンセルする行為

第 8 条（契約期間）

本契約の有効期間は、締結日より 1 年間とし、期間満了の 30 日前までに甲または乙のいずれからも書面による契約終了の申出がない限り、さらに 1 年間自動更新されるものとする。

第 9 条（契約の解除）

1. 甲または乙は、相手方が本契約に違反し、相当期間を定めて是正を求めたにもかかわらず是正されない場合、本契約を解除できるものとする。
2. 乙が第 7 条に定める禁止事項に違反した場合、甲は何らの催告なしに直ちに本契約を解除できるものとする。
3. 契約解除後も、第 5 条（知的財産権）および第 6 条（秘密保持義務）は有効に存続する。

第 10 条（損害賠償）

乙が本契約に違反し、甲または依頼者に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償する責任

を負うものとする。

第 11 条（反社会的勢力の排除）

甲および乙は、自らまたは自らの役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋その他これらに準ずる者に該当しないことを表明し、将来にわたってもこれに該当しないことを保証する。

第 12 条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 13 条（協議事項）

本契約に定めのない事項または本契約の解釈に疑義が生じた場合には、甲および乙は誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙署名押印の上、各自 1 通を保有する。

【甲】 StudioPrometheus

代表者：栗原歩輝

【乙】 _____

住所： _____

業務委託契約書（依頼者向け）

（制定日：2025 年 4 月 26 日）

StudioPrometheus（以下「甲」という。）と、サービス利用者である依頼者（以下「乙」という。）は、甲が運営するクリエイター仲介サービスに関し、以下のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（目的）

本契約は、乙が甲の提供するクリエイター仲介サービスを利用して、クリエイターへの業務委託を行うにあたり、甲と乙の権利義務を定めることを目的とする。

第 2 条（業務内容）

1. 甲は、乙の依頼に基づき、適切なクリエイターの紹介及び業務遂行の仲介を行うものとする。
2. 甲は、紹介・仲介業務を行うにとどまり、成果物の完成や品質について直接の保証責任を負わない。

第 3 条（委託業務の遂行）

1. 乙は、クリエイターとの間で、直接業務委託契約を締結し、業務遂行に関して直接協議するものとする。
2. 乙は、業務内容、納期、報酬額その他必要事項について、クリエイターと事前に十分に確認・合意するものとする。

第 4 条（手数料および支払方法）

1. 乙は、業務委託契約成立に伴い、甲に対して、依頼総額に応じた仲介手数料を支払うものとする。
2. 仲介手数料率は、原則として依頼金額の 15%とする（案件ごとに別途定める場合を除く）。

3. 乙は、仲介手数料を含めた総額を、甲指定の期日までに一括で支払うものとする。
4. 乙からの支払完了後、甲はクリエイターに対する支払手続を開始するものとする。

第5条（契約成立とキャンセル）

1. クリエイターとの間で業務委託契約が成立した後は、原則としてキャンセルできないものとする。
2. 乙の都合によるキャンセルの場合、乙はキャンセル料（契約金額の100%）を支払うものとする。ただし、案件個別に別途規定する場合はこれに従う。

第6条（成果物の取扱い）

1. 業務の成果物に関する知的財産権の帰属については、乙とクリエイター間で別途合意するものとする。
2. 特に合意のない場合、乙は成果物に対して非独占的な利用権を取得するものとし、著作権自体はクリエイターに留保される。

第7条（秘密保持義務）

乙は、業務遂行に関連して知り得た甲またはクリエイターの秘密情報を、第三者に開示または漏洩してはならない。

この義務は、本契約終了後も5年間存続する。

第8条（禁止事項）

乙は、以下の行為を行ってはならない。

1. 甲の仲介を介さずに、紹介を受けたクリエイターと直接取引を行う行為
2. 不当な要求または違法な業務依頼
3. 本契約または甲の規約に違反する行為

第 9 条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日から該当案件終了までとする。ただし、案件終了後も第 6 条（成果物の取扱い）、第 7 条（秘密保持義務）は存続する。

第 10 条（契約の解除）

1. 甲または乙は、相手方が本契約に違反した場合、相当期間を設けて是正を求め、それでも是正されないときは、本契約を解除できるものとする。
2. 乙が第 8 条に定める禁止行為を行った場合、甲は即時解除できるものとする。

第 11 条（損害賠償）

乙が本契約に違反し、甲またはクリエイターに損害を与えた場合、乙はその損害を賠償する責任を負うものとする。

第 12 条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、自己または自己の役員等が反社会的勢力に該当しないことを確約し、将来にわたってもこれに該当しないことを保証する。

第 13 条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 14 条（協議事項）

本契約に定めのない事項、または解釈に疑義が生じた場合には、甲および乙は誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙署名押印の上、各自 1 通を保有する。

【甲】 StudioPrometheus

代表者：栗原歩輝

【乙】 _____

住所： _____